

平成六年自治省令第十七号  
 地方財政法第三十三条第二項第一号及び第二号の額の算定に関する省令  
 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第三十三条第二項第一号及び第二号の規定に基づき、  
 地方財政法第三十三条第二項第一号及び第二号の額の算定に関する省令を次のように定める。  
 (法第三十三条第二項第一号の額の算定方法)  
**第一条** 地方財政法(昭和二十三年法律第九号。以下「法」という。)第三十三条第二項第一号  
 に規定する地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第三条の四の規定の適用がないも  
 のとした場合における地方公共団体の平成六年度及び平成七年度の個人の道府県民税又は市町村  
 民税の所得割の収入見込額から当該地方公共団体の当該各年度の個人の道府県民税又は市町村民  
 税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額は、次の  
 表に掲げる地方公共団体の種類及び年度ごとにそれぞれ同表の算定方法の欄に定める方法によつ  
 て算定した額とする。

算定方法

地方公共団体の種類	平成六年度	平成七年度
道府県	$\frac{10}{12}$	$\frac{10}{12}$
	$\frac{8}{10}$	$\frac{8}{10}$
	$\frac{10}{12}$	$\frac{10}{12}$
	$\frac{8}{10}$	$\frac{8}{10}$

次の算式により算定した額とする。算式  
 $A + B \times$

又は  $C \times$

又は  $C \times$

に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

算式の符号

A 平成6年度の市町村税の課税状況等に関する調(地方自治法等の規定に基づく地方公

共団体の報告に関する総理府令(昭和28年総理府令第32号)に基づき調製された市

村市町

平成六年度  $\frac{10}{12}$

町村税の課税状況等に関する調をいう。以下「市町村税課税状況調」という。第61  
 表(平成6年度特別減税に関する調)の表側「普通徴収」のうち「道府県民税分」、表  
 頭「特別減税額」欄に係る当該都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)ご  
 の額の合計額  
 B 平成6年度の市町村税課税状況調第61表の表側「特別徴収」のうち「道府県民税  
 分」、表頭「特別減税の対象となる所得割額」欄に係る当該都道府県内の市町村ご  
 の額の合計額  
 C 平成6年度の市町村税課税状況調第61表の表側「特別徴収」のうち「道府県民税  
 分」、表頭「特別減税後の所得割額」欄に係る当該都道府県内の市町村ごとの額の合計額

道府県	平成七年度
	$\frac{2}{12}$
	$\frac{2}{10}$
	$\frac{2}{12}$
	$\frac{2}{10}$

次の算式により算定した額とする。算式  
 $B \times$

又は  $C \times$

又は  $C \times$

に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

算式の符号

前号の算式の符号B及びCに同じ。

次の算式により算定した額とする。

算式

平成六年度  $\frac{10}{12}$

市町村

平成六年度  $\frac{10}{12}$

B ×	$\frac{2}{10}$	C ×	$\frac{2}{12}$	二 平 成 算 式 次 の 算 式 に よ り 算 定 し た 額 と す る。 分、表頭「特別減税後の所得割額」に係る当該市町村の額 C 平成6年度の市町村税課税状況調第61表の表側「特別徴収」のうち「市町村民税 分」、表頭「特別減税の対象となる所得割額」欄に係る当該市町村の額 B 平成6年度の市町村税課税状況調第61表の表側「特別徴収」のうち「市町村民税 分」、表頭「特別減税額」欄に係る当該市町村の額 A 平成6年度の市町村税課税状況調第61表の表側「普通徴収」のうち「市町村民税 分」の符号 に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。	又は	B ×	$\frac{10}{12}$	C ×	$\frac{8}{10}$

府 都 道 県	一 平 成 算 式 次 の 算 式 に よ り 算 定 し た 額 と す る。 度 六 年	地方 公 共 団 体 の 種 類	(法第三十三條第二項第二号の額の算定方法) 第二條 法第三十三條第二項第二号に規定する消費譲与税の減少額として自治省令で定めるところにより算定した額は、次の表に掲げる地方公共団体の種類及び年度ごとにそれぞれ同表の算定方法の欄に定める方法によって算定した額とする。	又は C ×	$\frac{2}{10}$	$\frac{2}{12}$
× 4,704,545千円	$\frac{C \times \alpha}{\Sigma C}$	算定方法				
× 1,568,181千円+	$\frac{B}{A}$					

$$\frac{B}{A}$$

若しくは

$$\frac{C \times \alpha}{\Sigma C}$$

に小数点以下11位未満の端数があるとき又は

$$\frac{B}{A}$$

×1,568,181千円若しくは

$$\frac{C \times \alpha}{\Sigma C}$$

×4,704,545千円に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

算式の符号

A 国勢調査令(昭和55年政令第98号) によって調査した平成2年10月1日現在における人口の全国総数

B 国勢調査令によって調査した平成2年10月1日現在における当該都道府県の人口

C 事業所統計調査規則(昭和56年総理府令第26号) によって調査した平成3年7

月1日現在における当該都道府県の従業者数(ただし、長崎県の従業者数については、

事業所統計調査規則によって調査した昭和61年7月1日現在における長崎県島原市及

び南高来郡深江町の従業者数から同令によって調査した同日現在における島原市及び深

江町の区域内において国又は長崎県の事業所に従事する従業者数を控除した従業者数を

加えた従業者数とする。)

消費課与税法施行規則(平成元年自治省令第32号) 第3条第2項に規定する算式

により算定した当該都道府県の数値(当該数値又は当該数値の算定の過程に小数点以下

11位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)

平成二  
年度七

MC C×Rの全国総数  
次の算式により算定した額とする。

$$\frac{B}{A}$$

×340,909千円+

$$\frac{C \times \alpha}{\Sigma C}$$

×1,022,727千円

$$\frac{B}{A}$$

若しくは

$$\frac{C \times \alpha}{\Sigma C}$$

に小数点以下11位未満の端数があるとき又は

$$\frac{B}{A}$$

×340,909千円若しくは

村市町	一 平 成 六 年 度 算 式	$\frac{C}{\Sigma C}$	若しくは $\frac{B}{A}$	$\frac{C}{\Sigma C}$	$\frac{B}{A}$	$\frac{C \times \alpha}{\Sigma C}$
小数点以下11位未満の端数があるとき又は	次の算式により算定した額とする。	$\times 2, 613, 636$ 千円 +	$\times 2, 613, 636$ 千円 +	$\times 2, 613, 636$ 千円 +	$\times 2, 613, 636$ 千円 +	$\times 1, 022, 727$ 千円に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 前号の算式の符号A、B、C、 $\alpha$ 及びM Cに同じ。

二 平 成 七 年 度 算 式	$\frac{C}{\Sigma C}$	$\frac{B}{A}$	$\frac{C}{\Sigma C}$	$\frac{B}{A}$
次の算式により算定した額とする。	$\times 568, 181$ 千円	$\times 568, 181$ 千円 +	$\times 2, 613, 636$ 千円若しくは	$\times 2, 613, 636$ 千円若しくは

A 国勢調査令によって調査した平成2年10月1日現在における人口の全国総数  
 B 国勢調査令によって調査した平成2年10月1日現在における当該市町村の人口  
 C 事業所統計調査規則によって調査した平成3年7月1日現在における当該市町村の  
 従業者数（ただし、長崎県島原市及び南高来郡深江町の従業者数については、事業所統  
 計規則によって調査した昭和61年7月1日現在における各市町村の従業者数から同令に  
 よって調査した同日現在における当該市町の区域内において国又は長崎県の事業所に従  
 事する従業者数を控除した従業者数に同令によって調査した平成3年7月1日現在にお  
 ける当該市町の区域内において国又は長崎県の事業所に従事する従業者数を加えた従業  
 者数とする。）  
 M C Cの全国総数

$$\frac{B}{A}$$

若しくは

$$\frac{C}{\Sigma C}$$

に小数点以下11位未満の端数があるとき又は

$$\times 568, 181 \text{千円若しくは}$$

$$\frac{C}{\Sigma C}$$

算式の符号  
前号の算式の符号A、B、C及びMCに同じ。

(合算額の特例)

**第三条** 前二条に規定する当該地方公共団体の当該各年度の額の合算額が負数となるときは、当該合算額は、零とする。

附 則

- 1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 平成六年度に限り、第一条に規定する額の算定において用いる市町村税課税状況調の数値が確定するまでの間においては、法第三十三条第二項第一号に規定する地方税法附則第三条の四の規定の適用がないものとした場合における地方公共団体の平成六年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額から当該地方公共団体の平成六年度の個人の道府県民税又は市町村民税の所得割の収入見込額を控除した額として自治省令で定めるところにより算定した額は、第一条の規定にかかわらず、同条に規定する額を超えないと見込まれる額の範囲内で、自治大臣が当該地方公共団体の財政状況等を勘案して通知した額とする。この場合において当該市町村税課税状況調の数値が確定した後にあつては、当該通知した額は同条に規定する額に含まれるものとする。